留学生のための入管関係手続き



学生プラザ 3F (8:30-17:15)



丸川 陽子 グローバル化推進グループ

E-mail:

kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

①在留カード, 住所の届出について

・ 在留期間が3ヶ月以上の方には, 在留カードが交付

されます。

在留カードは、常に携帯してください。



- 住所が決まったら、パスポートや在留カードを持って、 市役所(区役所)で<u>転入の届出</u>をしてください。
- ・ その後, 引っ越す場合も市役所(区役所)への 届出が必要です。

②在留期間更新許可申請

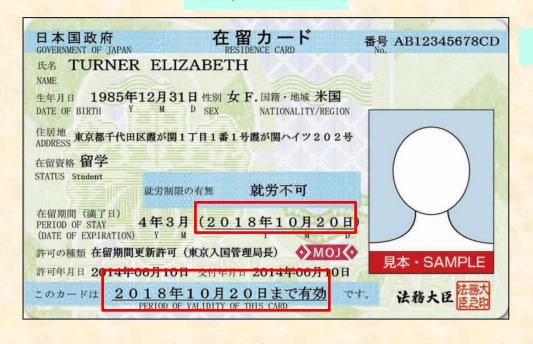
・現在の在留期限が過ぎてもまだ日本で勉強を続けたい場合には、<u>在留期限が来る前に</u> 「在留期間更新許可申請」が必要です。

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局 (大学を通して申請することもできます。【4, 6, 10, 11月】)

・ 修了後, 日本で就職活動をする場合, 就職が決まった場合などは, 「在留資格変更許可申請」が必要です。

在留期限は、在留カードかパスポートで確認できます。

在留カード



パスポートの証印シール



③資格外活動許可申請

- 留学生は日本で働いて、収入を得ることができません。 ただし、勉強の妨げにならない程度であれば、許可を得て、決められた時間内でアルバイトをすることができます。
- <u>風俗営業・風俗関連特殊営業等は職種に関係なく従事</u> してはいけません。
- バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲーム機設置業、特殊浴場業、ストリップ、ラブホテル、個室マッサージ、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブ、店舗型(無店舗型)性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型(無店舗型)電話異性紹介営業などでのアルバイトは、皿洗いや清掃業務であっても認められません。
- ・ <u>資格外活動許可がないまま収入や報酬を伴う活動を行った</u> 場合は、最高200万円の罰金が課せられることがあります。

☆許可時間・・・1週間に28時間以内

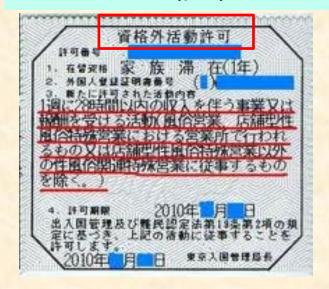
(長期休業期間中は、1日につき8時間以内) (広島大学でのTA,RA等は資格外活動許可の対象外)

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局 (大学を通して申請することもできます。【4, 6, 10, 11月】)

在留カードの裏面



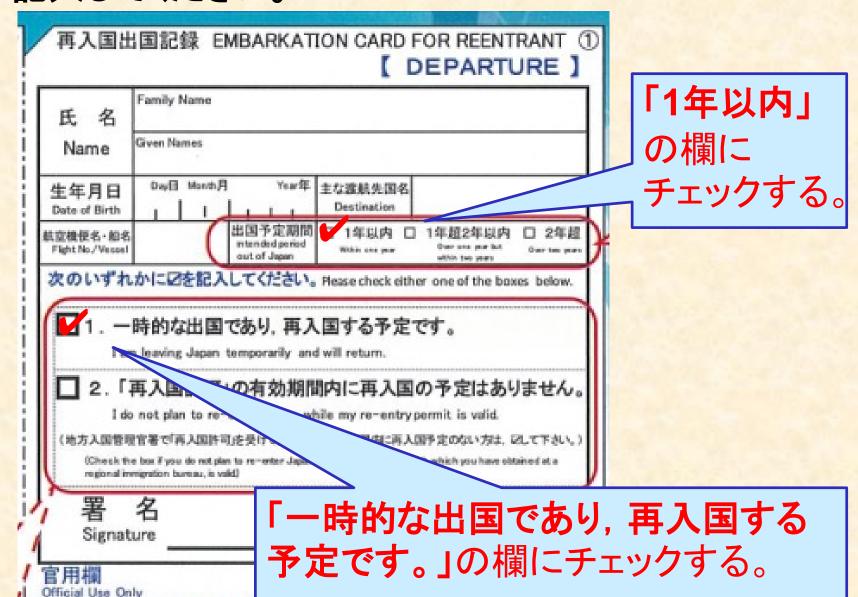
パスポートの証印シール



④再入国許可について

- 一時帰国や旅行などで海外へ行く場合,各学部・研究 科の学生支援室に「一時帰国・国外旅行届」があります ので,出発前に,必要事項を記入して提出してください。
- ・ 1年以内に再入国する場合は、出入国在留管理局で「再入国許可」を受ける必要はありません。
- 出国する際に、空港で必ず・・・
 - 1. パスポートとともに在留カードを提示してください。

2. 再入国出国記録カード(E/Dカード)を以下のとおり 記入してください。



⑤在留資格「留学」について

- ・正当な理由もなく、留学生としての活動(勉強)を3ヶ月以上行わなかった場合は、在留資格取消制度により、在留資格は取り消され、本国に強制的に帰国させられます。
- ・ 外国人研究生・特別聴講学生は、「1週間につき10時間以上聴講(研究)をすること」が出入国管理及び難民認定法で定められています。

⑥休学について

- •「留学」の在留資格を持っている留学生の皆さんは、経済的理由で休学をする場合、原則、日本に滞在することはできません。
- 休学中に資格外活動(アルバイト)をすることも禁止されています。

⑦入国管理関係の詳しい案内



留学生への サポート



入国·在留関係

留学生のみなさんの入管手続き

留学生のみなさんは、日本で勉強(研究)するための滞在資格として法務省出入国在留管理庁から「留学」という在留資格をもらっています。留学生のみなさんは、日本で滞在している間にその在留資格に関するいくつかの手続きを行う必要がありますので、以下をよく読んで、手続きを忘れないようにしてください。

- 今もらっている「留学」の在留期間が終わりに近づいてきたら
- アルバイトをしようと思ったら
- 大学からの申請 受付スケジュール (在留期間更新, 資格外活動) 2019年度
- 日本から一時的に出国するときは
- O <u>休学について</u>
- 家族を本国から呼び寄せて一緒に暮らすには
- 新しい在留管理制度について
- 広島出入国在留管理局

広島出入国在留管理局

住所:広島市中区上八丁堀2-31

広島法務総合庁舎内(地図)

電話: 就労•永住審査部門 082-221-4412

留学-研修審査部門 082-221-4468

- 1. 広島出入国在留管理局での申請書類等の受付は、 月曜日から金曜日(祝日を除く), 午前9時~午後4時です。
- 2. 各種申請書・必要書類一覧は、各学部・研究科の学生支援室または、グローバル化推進グループにあります。

出入国在留管理庁ホームページ

http://www.moj.go.jp/isa/index.html